

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 8 号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「及び第3項」を削り、同条第2号中「、第2号又は第3号」を「から第3号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)